

第59回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2024年1月26日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 清瀬けやきホール「ホール」
東京都清瀬市元町1-6-6

議案 取締役5名選任の件

目次

第59回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	8
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告	28

株主各位

証券コード 7131
2024年1月11日
(電子提供措置の開始日 2023年12月28日)
東京都東久留米市前沢
5丁目3番23号
のむら産業株式会社
代表取締役社長 清川 悦男

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nomurasangyo.co.jp/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「のむら産業」又は「コード」に当社証券コード「7131」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2024年1月25日（木曜日）午後5時までに到着するように議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2024年1月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
- 2 場 所 東京都清瀬市元町1-6-6 清瀬けやきホール「ホール」
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3 目的事項 **報告事項** 1. 第59期（2022年11月1日から2023年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（2022年11月1日から2023年10月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 議案 取締役5名選任の件
- 4 議決権行使についてのご案内
3頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

5 株主総会資料について

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に対して、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面をお送りいたします。ただし、前記のインターネット上の各ウェブサイトに掲載の電子提供措置事項のうち、法令及び定款第17条の規定に基づき、次の事項は当該書面に記載していません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

日時

2024年1月26日（金曜日）

午前10時

（受付開始:午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

（下記の行使期限までに到着するようご返送ください）



行使期限

2024年1月25日（木曜日）午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書
株式会社〇〇〇〇 御中

議決権の数 _____ 股 _____

〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇

※議決権行使書用紙はイメージです。

議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印

全員反対の場合 → 否 に○印

一部候補者に反対の場合 → 賛 に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

株主総会参考書類

議案

取締役5名選任の件

取締役5名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

きよかわ えつお
清川 悦男

再任

生年月日

1960年1月14日

所有する当社の株式数

139,075株

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月	日野自動車工業株式会社（現日野自動車株式会社）入社
1981年12月	当社入社
1995年4月	当社東京営業所長
1996年10月	当社首都圏営業本部長
1997年12月	当社取締役首都圏事業部長
2000年12月	当社常務取締役
2009年12月	当社代表取締役社長
2013年7月	当社専務取締役
2015年12月	当社代表取締役専務
2016年10月	当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

山葉印刷株式会社 代表取締役社長
パックウェル株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

清川悦男氏は、当社の機械技術部門、営業部門を長く経験した後、営業部門の部門長を歴任し、現在は代表取締役社長として当社の経営を担っております。経営に対する熱意と見識を持ち、リーダーシップを発揮し、その職責を十分に果たしていることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

にしざわ けんじ
西澤 賢治

再任

生年月日

1964年3月12日

所有する当社の株式数

27,350株

略歴、当社における地位及び担当

1987年4月 下元産商株式会社入社
1988年8月 株式会社ケーブルテレビジョン東京（現株式会社ジェイコム東京）入社
1996年8月 当社入社
2013年4月 当社首都圏営業部首都圏第2営業部長
2014年8月 当社経営企画部長
2017年4月 当社経営企画部長 兼 社長室長
2018年1月 当社取締役
2022年1月 当社常務取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

西澤賢治氏は、当社の各部門を経験した後、営業及び経営企画部門の部門長を歴任し、現在は常務取締役として当社の管理部門全体を統括しております。また、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

まつもと ひろし
松本 博

再任

生年月日

1970年3月25日

所有する当社の株式数

27,500株

略歴、当社における地位及び担当

1992年4月 椿本興業株式会社入社
2002年2月 株式会社イナベアリング（現シェフラー・ジャパン株式会社）入社
2002年4月 当社入社
2011年4月 当社機械事業部長
2014年8月 当社機械事業部長 兼 経営企画部長
2015年12月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

パックウェル株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

松本博氏は、当社の機械及び営業部門を経験した後、機械及び営業部門の部門長を歴任し、現在は取締役として当社の営業部門全体を統括しております。また、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者となりました。

候補者番号 4

まつもと ひろゆき
松本 弘之

再任

生年月日

1957年12月16日

所有する当社の株式数

10,000株

略歴、当社における地位及び担当

1982年4月	日本発条株式会社入社
2005年6月	日発販売株式会社出向
2016年4月	日発販売株式会社入社 執行役員技術本部副本部長
2018年4月	同社執行役員技術本部本部長
2018年4月	株式会社東洋富士製作所取締役
2019年4月	日発販売株式会社常務執行役員技術本部本部長
2020年4月	同社顧問
2020年11月	当社入社機械部長代理
2021年5月	当社機械部長
2022年1月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

松本弘之氏は、幅広い業界分野で培った研究開発、製品設計、品質保証、製造など、豊富な技術的知識と経験を有し、現在は取締役として機械部門を統括しております。前職での執行役員としての経験を活かし、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者いたしました。

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月	住友重機械エンバイロテック株式会社（現住友重機械エンバイロメント株式会社）入社
1986年9月	松坂貿易株式会社（現株式会社マツポー）入社
1996年6月	同社粉体機械第二部長
2002年6月	同社取締役粉体部門長
2011年12月	同社常務取締役粉体部門長
2013年6月	同社専務取締役
2014年6月	同社代表取締役
2018年6月	同社顧問
2019年1月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松井敏行氏は、機械・設備の輸入・販売事業で培った豊富な知識と経験を有しております。経営者としての経験を活かし、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号 5

まつい としゆき
松井 敏行

再任

生年月日

1952年5月18日

所有する当社の株式数

1,250株

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.取締役候補者松井敏行氏は社外取締役候補者であります。
- 3.松井敏行氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- 4.当社は、松井敏行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 5.当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社の取締役及び監査役並びに当社の子会社の取締役及び監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約に係る保険料については、特約部分も含め保険料の全額を当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、違法な利益供与、背信行為、違法行為等に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 6.当社は松井敏行氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、独立役員としての届出を継続する予定であります。

以上

1 企業集団の現況

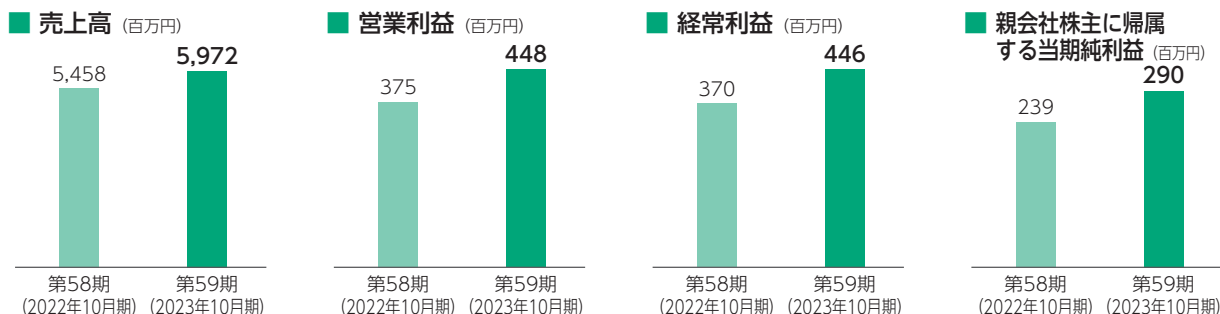
(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年11月1日～2023年10月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和により経済活動の正常化が進展したことに加え、水際対策緩和によるインバウンド需要の回復を背景に景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、ウクライナ情勢等に起因する資源価格の高騰や為替変動による物価上昇が引き続き懸念されており、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要取引先であるコメ流通業界におきましては、資源価格の高騰や食品関連の相次ぐ値上げ等により、消費者の節約志向が強まる状況が続いている一方で、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、行動制限や入国制限が緩和され、外食関連の需要も回復傾向がみられました。また、物流業界におきましても、企業活動の持ち直しやネット通販市場の引き続きの拡大傾向が見られるなど物流需要は堅調に推移しております。

このような環境の下、当連結会計年度における当社グループの売上高は59億72百万円（前期比9.4%増）、営業利益は4億48百万円（前期比19.3%増）、経常利益は4億46百万円（前期比20.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億90百万円（前期比21.0%増）となりました。



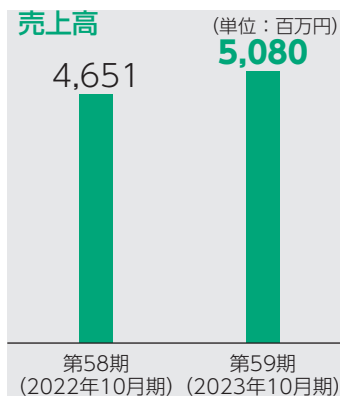
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

包装関連事業

売上高
5,080百万円
(前期比9.2%増)

包装関連事業の主要取引先であるコメ流通業界は、少子高齢化による人口減や食の多様化により国内のコメ消費量が毎年減少傾向にあります。当連結会計年度は新型コロナウイルス感染症が5類へと移行されたことなどの影響から、人流の回復に伴い外食関連等の業務用向け販売は堅調に推移したこと、また、コロナ禍による部品不足が解消され、機械関係の販売が堅調に推移したことに加え、資源価格の高止まりなどの影響を最小限に抑えるため、様々なコストダウンに注力いたしました。

その結果、売上高は50億80百万円（前期比9.2%増）となり、セグメント利益は4億32百万円（前期比22.6%増）となりました。

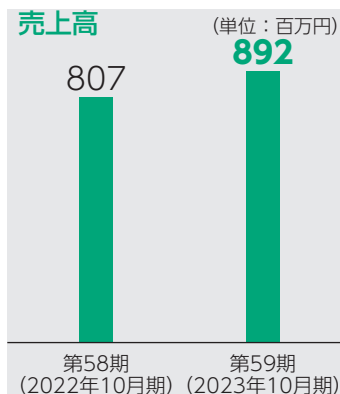


物流梱包事業

売上高
892百万円
(前期比10.6%増)

物流梱包事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類へと移行されたことなどの影響から、イベント関係等で物流梱包関連商品の需要が回復基調にあったことや、SDGsなど脱プラスチックの風潮に沿った環境配慮型素材の拡販などにより、売上と利益は堅調に推移しました。また、上期の為替レートが当初の想定よりも円高傾向で推移したことや、原材料価格の高止まりなどの影響を最小限に抑えるため、コスト全般の見直しに注力いたしました。

その結果、売上高は8億92百万円（前期比10.6%増）となり、セグメント利益は15百万円（前期比32.4%減）となりました。



② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、基幹システムのサーバーや包材印刷関連設備など56百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

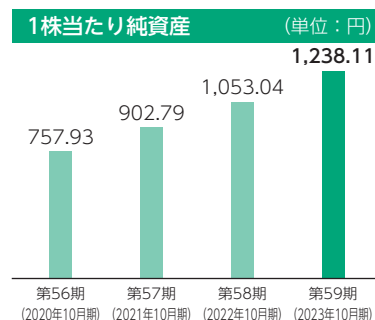
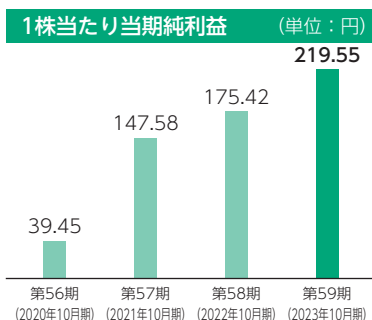
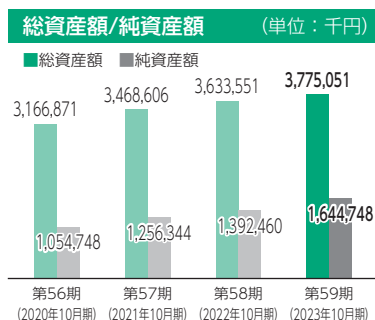
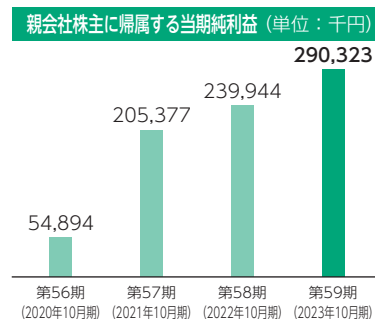
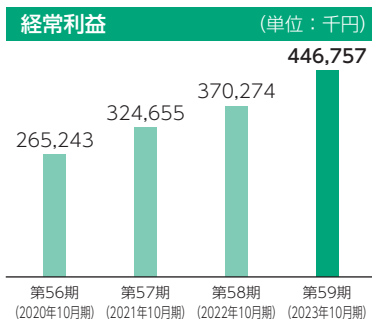
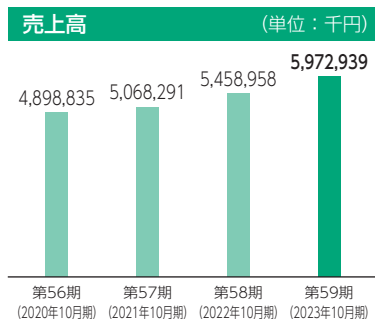
⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の子会社であるパックウェル株式会社は、2023年3月16日付で、B J T J A P A N合同会社を設立し、同社の持分の50%を取得いたしました。なお、支配力基準により、同社を連結子会社としております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第56期 (2020年10月期)	第57期 (2021年10月期)	第58期 (2022年10月期)	第59期 (当連結会計年度) (2023年10月期)
売上高	(千円)	4,898,835	5,068,291	5,458,958	5,972,939
経常利益	(千円)	265,243	324,655	370,274	446,757
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	54,894	205,377	239,944	290,323
1株当たり当期純利益	(円)	39.45	147.58	175.42	219.55
純資産額	(千円)	1,054,748	1,256,344	1,392,460	1,644,748
総資産額	(千円)	3,166,871	3,468,606	3,633,551	3,775,051
1株当たり純資産	(円)	757.93	902.79	1,053.04	1,238.11

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業の内容
山葉印刷株式会社	10,000	100	包装関連事業
パックウェル株式会社	49,006	100	物流梱包事業
B J T J A P A N 合同会社	7,000	50	物流梱包事業

(注) 2023年3月16日に、B J T J A P A N 合同会社を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念である「『人に優しい新技術』をモットーに、常に使う人の身になっての商品づくりに努め、お取引先の皆様とのビジネスを通じて社会に貢献していきます」を信条に、基本方針として「変化する社会環境の中でイノベーションを起こし続け、皆さまに信頼される企業を目指します」を定め、「挑戦・スピード・誠実・元気」の行動指針に基づく経営の実践に努めております。包装資材と包装機械の両方を手掛けていることを強みとし、米穀業界及び物流業界を中心に製品・商品供給の実績を誇り、創業以来の実績により得たナレッジを武器に高品質の製商品と技術サービスを活かし、今後さらに成長していくため、技術革新と事業拡大に対処してまいります。しかしながら、当社グループを取り巻く環境は「1. 企業集団の現況」「(1) 当事業年度の事業の状況」「①事業の経過及び成果」の欄に記載した通りであり、景気の先行きは不透明です。

このような中、当社グループは、持続的な成長と安定的な収益を実現するため、3年分の中期経営計画を作成し、企業価値の向上に努めております。中期経営計画は、事業環境の変化等を考慮して毎年ローリングする方式を採用しており、2023年10月20日開催の当社取締役会において、2024年10月期から3カ年の中期経営計画を以下の通り策定いたしました。

【中期経営計画】

既存事業の強化

- ◆ お客様や消費者のニーズに応えるため、商品・サービスの開発力・提案力の強化と品質維持向上に努め、お客様の利益や社会の発展に貢献するとともに売上と利益の増強を図る。
- ◆ 米穀用自動計量包装機の国内トップシェアを維持するとともに、アジアを中心とした海外向け売上の拡大のため現地ニーズを確認し、販売戦略を構築する。
- ◆ 西日本市場の売上と利益の拡大のため、販売体制と仕入拠点の強化を図る。
- ◆ 物流梱包の機械と資材の商品及びサービスの強化に努め、サステナブルな社会の実現に寄与するとともに売上と利益の増強を図る。

新市場の基盤構築

- ◆ 当社が得意なチューブロール式の包装形態による、機械と包材の需要の創造活動を行い、米穀市場以外の新市場への販売を促進する。
- ◆ 当社が培ったナレッジと進化するIT技術を活かし、新たなビジネスモデルに挑戦する。
- ◆ 新市場での収益促進のため、資材・設備・サービスなどの取り扱い商材の拡充・開発を図る。
- ◆ 新市場での収益促進のため、デザイン・企画・開発部門の強化を図る。

成長戦略の推進

- ◆ 既存事業の強化、西日本市場及び新市場の売上と利益の増加に結び付く企業とのM&Aや業務提携を積極的に展開し、グループ連結収益の拡大と企業価値向上を目指す。
- ◆ 自社の資本コストの把握に努め、「資本効率の向上」「成長に向けた戦略的投資」「財務の健全性」「安定的な株主・役員還元」についてバランスの取れた資本政策を推進する。

組織基盤の整備

- ◆ 人員採用や教育・育成の強化に取り組み、働きやすい職場づくりと評価・報酬制度の見直しに努め、のむらValueを体現する人的資源の強化を図る。
- ◆ 業務の作業標準化とITを活用した効率化を推進し、生産性の向上とリスク管理の強化を図る。
- ◆ 社会的信用の向上のため、コンプライアンス体制の維持・強化と内部統制機能の充実をはじめ、コーポレートガバナンス体制の維持・強化を推進する。
- ◆ 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に対応する。
- ◆ グループ全体の一体運営の推進に取り組み、機動的で効率的な経営を図る。

<目標とする経営指標>

当社グループは2024年度から2026年度の中期経営計画の目標を、以下の通り設定しました。

	目標(2026年10月期)	2024年10月期	備考
売上高	7,900百万円	6,269百万円	+1,631百万円
営業利益	522百万円	407百万円	+115百万円
ROE	15.9%	14.2%	
配当性向	25.0%	24.2%	

【年度経営方針】

中期経営方針である「既存事業の強化」「新市場の基盤構築」「成長戦略の推進」「組織基盤の整備」及び「2024年10月期財務計画」を達成するため、各事業で重点施策を立案し実行する。

<各事業重点施策>

包装関連事業

- ◆付加価値商材の拡販や提案型営業の推進による既存顧客の深耕
- ◆新製商品開発と品質向上、安定供給体制の整備による顧客満足度の向上
- ◆原価低減及び仕入先強化による収益の改善
- ◆西日本市場及び米穀市場以外への販売促進

物流梱包事業

- ◆新商材を活用した紙緩衝材の販売競争力強化
- ◆リサイクル商材など環境配慮型商材の拡販
- ◆高品質商材の拡販

<その他の対処すべき課題>

- ◆業務の作業標準化とITを活用した効率化の推進
- ◆人員の採用・教育・育成の強化
- ◆社会的信用の向上のため、コンプライアンス体制とガバナンス体制等の維持・強化の推進
- ◆サステナビリティを意識した業務環境整備の推進

当社グループは、企業価値と株主の皆様の共同利益の向上のため、グループ一丸となって取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年10月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社3社（山葉印刷株式会社、パックウェル株式会社、BJT JAPAN合同会社）から構成されており、包装資材・計量包装機械を主に取り扱う包装関連事業と物流におけるパッケージに関連する資材と機械を取り扱う物流梱包事業を展開しております。

(6) 主要な事業所 (2023年10月31日現在)

① 当社

事業	名称	所在地
包装関連事業	本社	東京都東久留米市
	札幌営業所	北海道札幌市白石区
	東北営業所	宮城県仙台市宮城野区
	関西出張所	兵庫県神戸市西区

② 子会社

事業	名称	所在地
包装関連事業	山葉印刷株式会社	埼玉県草加市
物流梱包事業	パックウェル株式会社	埼玉県さいたま市桜区
物流梱包事業	B J T J A P A N 合同会社	埼玉県さいたま市桜区

(注) B J T J A P A N 合同会社は、当社の子会社であるパックウェル株式会社が2023年3月16日付で設立いたしました。

(7) 従業員の状況 (2023年10月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)
包装関連事業	79 (2)
物流梱包事業	18 (-)
全社 (共通)	12 (1)
合 計	109 (3)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループから当社グループ外への出向を除き、当社グループ外から当社グループへの出向を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
82名 (3名)	45歳3ヶ月	11年2ヶ月

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループから当社グループ外への出向を除き、当社グループ外から当社グループへの出向を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 借入先及び借入額 (2023年10月31日現在)

借入先	借入残高 (千円)
株式会社みずほ銀行	117,680
株式会社りそな銀行	42,310
合 計	159,990

(9) 企業集団の現況に関するその他の重要事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2023年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,391,575株 (自己株式69,246株を含む)
(3) 株主総数 1,540名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
清川悦男	139,075	10.52
株式会社サタケ	111,350	8.42
シコー株式会社	69,675	5.27
アルク産業株式会社	68,200	5.16
のむら産業社員持株会	57,575	4.35
堀田正仁	41,500	3.14
佐藤友亮	33,400	2.53
株式会社 S - W o r k s	31,700	2.40
渡辺栄治	31,100	2.35
松本博	27,500	2.08

- (注) 1. 当社は、自己株式を69,246株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年10月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
清川 悦男	代表取締役社長	山葉印刷株式会社 代表取締役社長 パックウェル株式会社 取締役
西澤 賢治	常務取締役 管理部門担当	
松本 博	取締役 営業本部長	パックウェル株式会社 取締役
松本 弘之	取締役 機械部長 包装資材部門担当	
松井 敏行	取締役	
堀田 正仁	常勤監査役	山葉印刷株式会社 監査役 パックウェル株式会社 監査役
堀 公人	監査役	堀公認会計士事務所 代表 リアルリンク国際投資顧問株式会社 監査役 株式会社イグアス 監査役 サムティ・ジャパンホテル投資法人 監督役員 株式会社東京美食Labo 監査役
杉山 宏旨	監査役	

- (注) 1. 取締役の松井敏行氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役の堀公人氏及び杉山宏旨氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は取締役の松井敏行氏及び監査役の堀公人氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4. 監査役の堀公人氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 2023年1月27日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、大山浩然氏は監査役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役である松井敏行氏並びに社外監査役である堀公人氏及び杉山宏旨氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役、並びに子会社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、特約部分も含め保険料の全額を当社が負担しております。ただし、違法な利益供与、背信行為、違法行為等に起因する損害に対しては填補されないなどの免責条項が付されています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員の報酬に関する事項について、取締役会で決議した「役員報酬に関する内規」で定めております。

役員の報酬は、月額報酬及び役員賞与により構成されております。月額報酬につきましては、役位別に基準とする年額の範囲を定めており、範囲内で決定された年額を12で除した額を毎月支給するものとし、賞与につきましては、当社の業績が向上し、計画を上回る利益を計上した場合等には、その都度決定した額を支給することがあります。

役員の報酬の決定方法については、取締役の報酬に関しては、株主総会においてその総枠を決議し、取締役会において配分方法の取扱いを協議した上で、代表取締役社長が決定することとしております。監査役の報酬に関しては、株主総会においてその総枠を決議し、監査役の協議又は監査役会の決議により決定することとしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会において決議した総枠及び「役員報酬に関する内規」で定められた役位別の基準となる年額の範囲内で決定することを取締役会から代表取締役社長の清川悦男氏に委任しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社グループの経営状況等を最も熟知し、総合的に各取締役の役割や責任に対する評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。代表取締役社長は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたり、委任を受けた範囲内で報酬案を作成し、当該報酬案について指名・報酬諮問委員会の同意を得た上で、その内容を決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬に関する株主総会決議年月日は、取締役については2015年12月11日であり、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。監査役については2018年7月27日であり、当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち社外監査役1名）であります。決議の内容は以下のとおりであります。

（取締役報酬）

総額を年額200,000千円以内としております。

（監査役報酬）

総額を年額20,000千円以内としております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 6名 65,535千円（うち社外 1名 3,135千円）

監査役 4名 13,170千円（うち社外 2名 6,270千円）

（注）全て金銭報酬であります。また、業績連動報酬等はありません。

(5) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 社外取締役に係る事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

松井取締役は当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。機械・設備の輸入・販売事業で培った豊富な知識と経験を有しており、また、経営者としての経験も活かし、議案・審議等について必要な発言を適宜行うなど、社外取締役に期待される役割・責務を適切に果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会6回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

② 社外監査役に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

堀監査役が代表を兼務する堀公認会計士事務所、監査役を兼務するリアルリンク国際投資顧問株式会社、株式会社イグアス及び株式会社東京美食Labo、並びに監督役員を兼務するサムティ・ジャパンホテル投資法人と当社間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

堀監査役は、当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、専門的見地から議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

杉山監査役は、当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、金融機関で培った豊富な知識と経験を活かし、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

また、堀監査役及び杉山監査役は、当事業年度に開催された監査役会12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っており、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 30,600千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30,600千円

上記のほか、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として500千円を支払っております。

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬の見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査

人を解任します。また、その他会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する長期的に安定した利益還元を重要課題の一つとして認識しております。当社では、剰余金の配当等を取締役会の決議をもって定める旨を定款にて定めており、業績、配当性向（目標25%）と今後の経営に係る施策等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期（2023年10月期）の業績につきましては、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも、前年度実績を上回っております。

よって、当期（2023年10月期）の配当につきましては、当社の財政状態、配当性向等を総合的に勘案し、1株当たり52円の配当とさせていただきたいと存じます。また、内部留保金につきましては、経営体質の強化とともに、新技術・新製品開発あるいは合理化投資等に充当して企業価値の向上に努めてまいります。

決議年月日 ： 2023年12月22日 取締役会
配当金支払開始日： 2024年1月29日
配当金の総額 ： 68,761千円
1株当たり配当金： 52円

7 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	2,810,799	流動負債	2,020,822
現金及び預金	1,255,439	支払手形及び買掛金	383,011
受取手形	33,742	電子記録債務	1,212,725
電子記録債権	154,935	1年内返済予定長期借入金	124,962
売掛金	617,336	リース債務	14,869
商品及び製品	173,028	未払法人税等	109,958
仕掛品	430,333	未払消費税等	33,456
原材料及び貯蔵品	128,005	契約負債	16,076
その他	18,282	賞与引当金	69,835
貸倒引当金	△305	製品保証引当金	3,964
		その他	51,962
固定資産	964,252	固定負債	109,480
有形固定資産	713,861	長期借入金	35,028
建物及び構築物	237,171	リース債務	28,996
機械装置及び運搬具	29,047	退職給付に係る負債	16,294
土地	400,435	資産除去債務	22,821
リース資産	32,477	繰延税金負債	6,339
その他	14,730		
無形固定資産	59,817	負債合計	2,130,302
のれん	48,088	純資産の部	
その他	11,728	株主資本	1,587,973
投資その他の資産	190,572	資本金	80,000
投資有価証券	156,630	利益剰余金	1,575,696
繰延税金資産	8,113	自己株式	△67,722
その他	26,039	その他の包括利益累計額	49,217
貸倒引当金	△209	その他有価証券評価差額金	49,217
資産合計	3,775,051	非支配株主持分	7,557
		純資産合計	1,644,748
		負債純資産合計	3,775,051

連結損益計算書 (2022年11月1日から2023年10月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	5,972,939
売上原価	4,426,932
売上総利益	1,546,006
販売費及び一般管理費	1,097,897
営業利益	448,108
営業外収益	3,740
受取配当金	240
保険返戻金	1,092
受取保険金	1,500
その他	908
営業外費用	5,092
支払利息	1,308
為替差損	1,163
損害賠償金	1,692
その他	928
経常利益	446,757
税金等調整前当期純利益	446,757
法人税、住民税及び事業税	156,654
法人税等調整額	△4,277
当期純利益	294,380
非支配株主に帰属する当期純利益	4,057
親会社株主に帰属する当期純利益	290,323

計算書類

貸借対照表 (2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	2,143,164	2,005,239
現金及び預金	907,607	712,240
受取手形	8,245	41,720
電子記録債権	145,551	88,184
売掛金	515,908	670,160
商品及び製品	13,449	16,833
原材料及び貯蔵品	110,528	98,253
仕掛品	429,331	366,590
前渡金	5,346	5,346
前払費用	6,636	5,374
その他	790	716
貸倒引当金	△228	△181
固定資産	1,456,540	1,437,420
有形固定資産	595,038	596,363
建物	205,278	211,187
構築物	1,696	1,927
機械及び装置	80	107
車両運搬具	695	0
工具、器具及び備品	4,106	2,442
土地	378,511	378,511
リース資産	4,670	2,187
無形固定資産	11,728	9,828
ソフトウェア	4,173	2,837
リース資産	7,554	6,991
投資その他の資産	849,773	831,228
投資有価証券	156,630	141,544
関係会社株式	674,625	674,625
破産更生債権等	209	-
長期前払費用	5,109	1,847
その他	13,408	13,211
貸倒引当金	△209	-
資産合計	3,599,705	3,442,659

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	1,844,205	1,784,193
支払手形	-	6,596
電子記録債務	1,154,336	1,088,100
買掛金	351,047	351,163
1年内返済予定長期借入金	124,962	128,412
リース債務	5,055	4,081
未払金	9,334	14,002
未払費用	15,458	14,251
未払法人税等	67,948	54,022
契約負債	16,076	54,200
賞与引当金	54,700	49,059
製品保証引当金	3,964	2,425
その他	41,321	17,877
固定負債	61,078	179,820
長期借入金	35,028	159,990
リース債務	8,339	5,805
退職給付引当金	11,370	9,107
繰延税金負債	6,339	4,916
負債合計	1,905,283	1,964,014
純資産の部		
株主資本	1,645,204	1,439,372
資本金	80,000	80,000
利益剰余金	1,632,927	1,427,095
利益準備金	20,200	20,200
その他利益剰余金	1,612,727	1,406,895
建物圧縮積立金	38,324	39,352
繰越利益剰余金	1,574,402	1,367,543
自己株式	△67,722	△67,722
評価・換算差額等	49,217	39,272
その他有価証券評価差額金	49,217	39,272
純資産合計	1,694,421	1,478,645
負債純資産合計	3,599,705	3,442,659

損益計算書 (2022年11月1日から2023年10月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	5,027,637	4,599,370
売上原価	3,866,549	3,543,758
売上総利益	1,161,087	1,055,611
販売費及び一般管理費	805,704	767,771
営業利益	355,382	287,840
営業外収益	23,948	15,298
受取配当金	20,636	12,700
その他	3,312	2,598
営業外費用	2,852	5,750
支払利息	996	1,653
損害賠償金	1,692	—
違約金損失	—	3,696
その他	163	400
経常利益	376,478	297,388
税引前当期純利益	376,478	297,388
法人税、住民税及び事業税	118,828	95,942
法人税等調整額	△3,719	△4,901
当期純利益	261,369	206,346

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年12月14日

のむら産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福井 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 博貴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、のむら産業株式会社の2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむら産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年12月14日

のむら産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福井 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 博貴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、のむら産業株式会社の2022年11月1日から2023年10月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告書に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月18日
のむら産業株式会社 監査役会

常勤監査役 堀田正仁 ㊟

社外監査役 堀公人 ㊟

社外監査役 杉山宏旨 ㊟

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

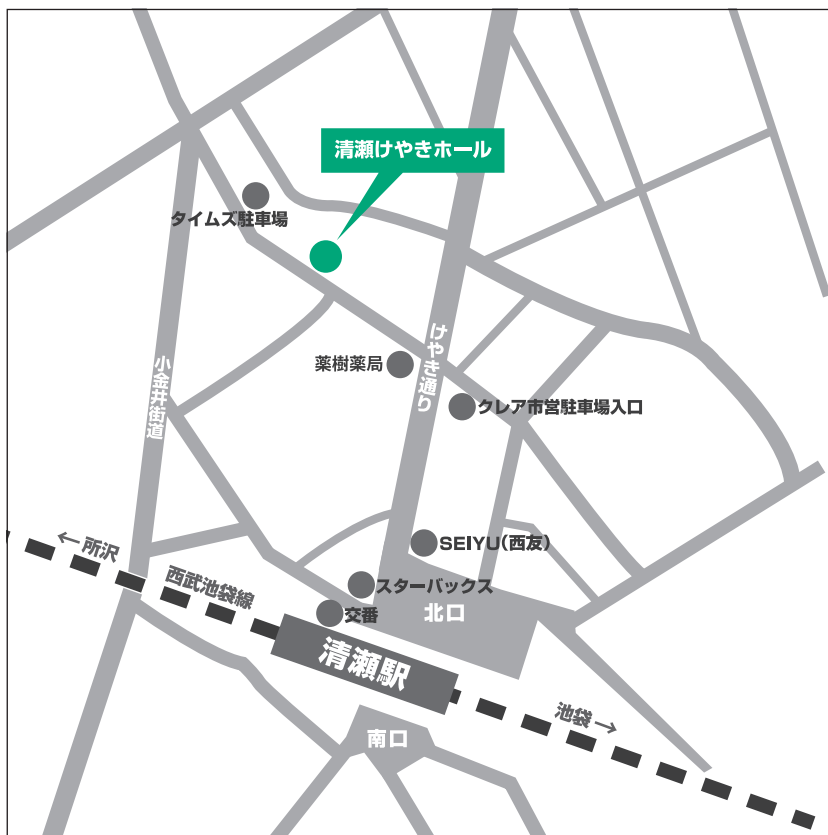
定時株主総会会場ご案内図

会場

清瀬けやきホール「ホール」
東京都清瀬市元町1-6-6 TEL 042-493-4011

交通

西武池袋線 「清瀬」駅下車 北口より徒歩約4分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

当社IRサイトで2024年1月31日以降にWeb株主通信を
最新版に更新予定です。是非ご覧ください。
<https://www.nomurasangyo.co.jp/ir/report.html>



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。